



賃金債務等の弁済の申出について

昭和42年 2月 25日

石炭鉱業合理化事業団

九州支部

支部長 宮森芳男

島廻炭鉱 鉱山労働者各位 殿

当事業団は、島廻炭鉱、共同石炭鉱業株式会社、代表取締役 入交太兵衛に対して、石炭鉱山整理促進交付金の交付をすることにしたので、石炭鉱業合理化臨時措置法の規定により、共同石炭鉱業株式会社、代表取締役 入交太兵衛に代って賃金債務等の弁済をします。ついで、賃金等の債権を有する鉱山労働者は下記により申し出て下さい。

記

1. 弁済する債権

(1). 賃金債権

労働基準法オ11条に規定する賃金(賃金、給料、賞与、労働協約・就業規則などにより定められた退職金等)であつて昭和42年2月17日(採掘権または租鉱権の消滅登録日)までに支払の時期が到来し現在未払となっているもの。

(ロ). 貯蓄金債権

労働基準法オ18条オ2項に規定する貯蓄金(共同石炭鉱業株式会社、代表取締役、入交太兵衛が管理している鉱山労働者の貯蓄金)であつて、昭和42年3月9日(採掘権または租鉱権の消滅登録日後20日を経過した日)までにその返還の請求をしたにもかかわらず現在未払となっているもの。

2. 申出の様式

申出は「賃金債務等の弁済請求の申出書」(以下「申出書」という。)によつて行つて下さい。

なお、申出書用紙は、島廻炭鉱事務所にて備えてあります。

3. 確認

申出書の記載事項については、共同石炭鉱業株式会社、代表取締役 入交太兵衛および田川労働基準監督署長の確認をうけて下さい。

労働基準監督署長に確認の請求をするときは、同一内容を記入した申出書を3部提出して下さい。(このうち1部は労働基準監督署が保管します。)

4. 提出期限および提出先

申出書は、昭和42年3月18日(公示の日後3週間を経過した日)までに当支部に提出して下さい。

ただし、特別の理由により、この期限内に提出できない場合はあらかじめ当支部に申し出て下さい。

5. 提出部数

申出書は記3.の確認をうけたもの2部を提出して下さい。

6. 提出方法等

労働基準監督署長に対する確認の請求および事業団に対する申出書の提出は、なるべく労働者の代表が一括して行つて下さい。

7. 支払の方法

支払の日時、場所、金額等は追つて直接申出者に通知します。

なお、支払いには、印鑑とその印鑑証明および貯蓄金の通帳等が必要ですから、お含み下さい。

8. その他

不明の点は、当支部に照会して下さい。なお、当支部の所在地および電話

番号は次のとおりです。

福岡県福岡市古小島町187番地

電話 福岡(53)4261~4265





昭和42年5月 日

2728

2100

石炭鉱業合理化委員会九州支部



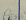
支部長 官 森 芳 男 殿

北九州市若松区本町2丁目200番地
大同石炭鉱業株式会社
代表取締役 入交 太 夫 様

資金調剤再開申請に関する件

昭和42年2月24日付で石炭鉱山整理促進交付金の決定を受けました。弊社所属炭鉱(福岡県北田郡武雄町2502号・福岡県北田郡笠原町757号)に係る資金調剤に關し、貴委員会において昭和42年2月25日から5月16日まで21日間に渡り再開申請の公示をされましたが、弊社炭鉱に対する資金調剤再開の申請は皆無でありましたので御報告いたします。

以 上

所長	長 渡 程 謙 三	課 長 佐 藤 兵 衛	係
			



英字公示債務令



(印)

債権のないことを証する説明書の交付額

石炭鉱業合建比事業九州支部
宮崎支部

昭和42年1月31日

長崎石炭鉱業合建比事業九州支部
宮崎支部

昭和42年1月31日

福岡市古小島町187番地
石炭鉱業合建比事業九州支部
宮崎支部

(印)



納税証明書

昭和十一年一月一日

下記納税者

住居

大分県中津市大字下町西通

氏名

殿

氏名

大友大蔵

住所
大分県中津市大字下町西通

職業
大友大蔵合資会社

上記の目的達成するため 法人 税について、下記事項の
証明を請求します。 (昭和十一年一月一日)

中津市に住所を有する納税者 納税者 納税者 納税者 納税者 納税者 納税者 納税者 納税者 納税者

納税者 納税者 納税者 納税者 納税者 納税者 納税者 納税者 納税者 納税者

以下空白

税 納 金 / 号

上記のとおり、相違ないことを証明します。

昭和十一年一月一日

税務課長 大友大蔵合資会社





石炭鉱業合理化事業団業務方法書第43号
第2項に規定する同僚書の交付額

昭和 42 年 1 月 4 日

送付先 森 伊 佐 男 殿

住所 福岡県田川郡川崎町
 岩間55番地 廣業行
 氏名 森 伊 佐 男 茂 明

石炭鉱業合理化事業団

交付申請状番号

貴社に対する債務は、下記債権計算書に記載したとおり
 納入しますので、確見同僚書の交付をお願いします。

債務計算書

債 権 計 算 書			
金 目 別	債 権 額	文 字 通 信 費	
		電話通話料	その他
277,812	277,812	229,500	0

上記の額に元金同額をします。

昭和 42 年 1 月 1 日

真方御殿町番5号

石炭鉱業合理化事業団
 真方御殿町 森 伊 佐 男



債務がないことを証する証明書の交付額

昭和 2年 7月 23日

川崎町
町長 村坂 頼 殿

住所 新潟県 新潟市 川崎町
事務所 新潟県 新潟市 川崎町
氏名 村坂 頼 殿

石炭鉱山労働者連立会
交付申請受取書

石炭鉱山労働者連立会による石炭鉱山労働者連立会金の交付を受けるため必要
とありますので、貴組に対する債務がないことを証明下さいますようお願いいたします。

提出のとき相違ないことを証明します。

昭和 2年 7月 23日

新潟県新潟市川崎町 村坂 頼



(未納税額のない場合用)

納 税 証 明 書

昭和 42. 1. 24 日

田川 税務署長

福元 清 殿

福岡県田川郡田川町
税務署
第 1 課 第 1 組
課長 佐々木 茂 明

証明書の 使用目的	石巻市立第一中学校 同、石巻市立第二中学校 見込金交付申請	証明書の 請求款数	5 枚
--------------	-------------------------------------	--------------	-----

上記の目的に使用するため、下記の証明を請求します。

記

石巻市立第一中学校
以下 余 白

第 266 号

上記のとおり、相違ないことを証明します。

昭和 42. 1月 24日

田川 税務署長

大蔵事務官 福元 清



納税証明書請求に当たっての留意

次の各事項について、御了承のうえ請求して下さい。

- ① この請求書は「証明書」を一通希望される方は二枚、二通以上希望される方は、その数に一枚加えて枚数だけ全部記載して提出して下さい。
- ② 手数料としてこの請求書の一通の右上の余白に「証明書」一通ごとに30円の割合による収入印紙をはって下さい。尤も証明を受けようとする期間が2年度以上にまたがる場合は、年度の数に30円を乗じた金額になる等例外もあります。
- ③ この請求書にはった収入印紙は消印しないで下さい。消印したものは無効となります。
- ④ 証明書は当日その請求が多量であつたり、調査に相当な時間を要する等特別の理由がある場合には、当日発行ができかねることがあります。
- ⑤ この証明書に記載される事項は、この証明書の内容調査時における税務署の徴収簿等の台帳に記載されたものでありますから、この証明書発行後において、当日新たな取扱い又は申告等によつて納付額等が生じ、または、課税納税額等の変更等がされることがありますし、その後加算税額が課されることがあります。
- ⑥ 以上のほか、不明のことがありましたら、係員にお尋ね下さい。

債務がないことを証する証明書の交付願

昭和44年1月26日

福岡県田川郡本郷所
所長 岡田宗治 殿

住 所 福岡県田川郡本郷所
事務所 建設事務所
氏 名 藤原 康吉 茂明

石原組建設民達会
交付申請書控え

右建設事務所に勤務期間満了により石原組建設民達会からの交付を受けたため必要
ありませんので、貴局に対する債務がないことを証明させていただきますようお願いいたします。

申出のとおり相違ないことを証明します。

昭和44年1月26日

福岡県田川郡本郷所 所長 岡田宗治



債権がないことを証する証明書の交付願

昭和 24 年 7 月 25 日

福岡空軍基地長
別働隊監督官長谷川 様

住 所 福岡県田川郡田川町
新田百五十四番地
氏 名 新田 茂明

石炭鉱山労働組合交付金
交付申請受取書

石炭鉱業労働組合規程法により別働隊監督官長からの交付を受けるための必要
とありますので、貴隊に対する債権がないことを証明いたしますようお願いいた
します。

専断のとおり相違ないことを証明します。

昭和 24 年 7 月 25 日

福岡空軍基地長 長谷川 様
別働隊監督官 長谷川 様



突

債務がないことを証する証明書の交付願

福岡県赤松郡赤松町赤松

昭和 42 年 1 月 24 日

西 正 方 殿

住 所 福岡県赤松郡赤松町赤松
氏 名 西 正 方 殿
印 西 正 方 殿

福岡赤山堂理民堂交付金
交付申請書並名

福岡赤山堂理民堂交付金により福岡赤山堂理民堂交付金の交付を受けるため必要
とあり申すので、貴社に対する債務がないことを証明下さいますようお願いいたし
ます。

申出のとおりお認めないことを証明します。

昭和42年1月24日

福岡赤山堂理民堂
交付申請書 西 正 方 印





債務がないことを証する証明書の交付願

昭和 22 年 / 月 日

大任町
町長 池本信行 殿

住所 福岡県 豊田郡 川崎町
岩井 茂明
氏名 取付 茂吉 川 茂明

石炭鉱山労働者退職交付金
交付申請書宛名

石炭鉱山労働者退職交付金より石炭鉱山労働者退職交付金の交付を受けるため必要
がありますので、貴町に対しても債務がないことを証明下さいますようお願いいたし
ます。

申請書とおし相違ないことを証明します。

昭和 22 年 / 月 日

大任町長 池本信行



高

優先弁済債務以外の債務の処理計画書

(本質事業の適正な実施を目的とするもの)

昭和42年1月 日

石炭業の名称 鳥屋炭鉱
 実働石炭製煉株式会社
 代表取締役 入交 太兵衛 印

第1表 総括表

債権の種類	債権の額 (A)	弁済額 (B)	弁済率 (%)	債権の処理内容				債権の残額	
				現金(C)	債権(D)	債権(E)	債権(F)		
交付対象外に類する債権 または担保権のある債権									
現金債権	279,512	279,512	100	279,512					
その他の債権	34,572,087	34,572,087	100	3,457,400	230,437,488	26,189,488	76	99	33,882,599
合 計	34,851,599	34,851,599	100	3,457,212	230,437,488	26,468,976	76	100	33,882,599

注：債権の種類は、交付金(C)と、交付金(D)の両方に分類した債権として示す。

交付金(D) 10,537,600円 - 7,470,000円 = 2,667,600円



3-10

第3表 未払金明細表

品 位	明細品名	債 務 部 (A)		合 計 額 (B)	未 払 率 (%)	貸 倒 部 門 別		D C 未 払 金	備 考
		貸 倒 債 債 務 部	合 計			貸 倒 部 門 別			
						貸 倒 債 債 務 部	合 計		
1	直方社会保 健康保険 納金基所 厚生年金	279.5/2	279.5/2	279.5/2	100	279.5/2	279.5/2	100	/
合 計		279.5/2	279.5/2	279.5/2	100	279.5/2	279.5/2	100	/

(調査注意) 1) 未払金は償還を期して貸倒債部門に振り替えるものの場合も貸付を債権とし、前記部に算入すること。
 2) 貸倒債部門以外の債権に対する貸倒債の償還を債権と認められず算入すること。
 3) 貸倒債部門に対する貸倒債の償還を算入すること。



第4表 その他の償還

号	業種若しくは 種別	種別	償還額 (A)	未償額 (B)	未償額 D A	償還額 (C) から中減 (D)				償還資金 からの償還	備 考	
						発行金 (C) から中減		D C	D A			D C
						支払債内債	その他償還					
1	門 鉄 管 理 局	運賃延納	3145740	3145740/100	3145740			3145740/100	12			
2	大 和 林 産 業 株 式 有 限 公 司	坂木代	3896317	3896317/100		3896317		3896317/100	19			
3	九 六 西 薬 業 株 式 有 限 公 司	*	4161487	4161487/100		4161487		4161487/100	14			
4	東 洋 三 社 機 械 有 限 公 司	3<3>3機	215150	215150/100		215150		215150/100	1			
5	通 商 興 業 有 限 公 司	木材代	340248	340248/100		340248		340248/100	2			
6	鐘 産 産 業 株 式 有 限 公 司	資材代	249217	249217/100		249217		249217/100	1			
7	大 同 鉄 工 所 株 式 有 限 公 司	金属代	210660	210660/100		210660		210660/100	1			
8	富 士 産 業 株 式 有 限 公 司	*	144940	144940/100		144940		144940/100	1			
9	水 下 産 業 株 式 有 限 公 司	*	499746	499746/100		499746		499746/100	2			
10	英 和 自 動 車 株 式 有 限 公 司	自動車 部品代	102470	102470/100		102470		102470/100				
11	香 香 火 薬 店 株 式 有 限 公 司	火薬代	940148	940148/100		940148		940148/100	4			
12	吉 川 商 店 株 式 有 限 公 司	金属代	48742	48742/100		48742		48742/100				
13	西 産 産 業 株 式 有 限 公 司	工具代	49300	49300/100		49300		49300/100				
14	九州機械工業株 式 有 限 公 司	資材代	62300	62300/100		62300		62300/100				
15	梅 三 紙 製 作 所 株 式 有 限 公 司	ペー代	76950	76950/100		76950		76950/100				
16	日 本 産 業 株 式 有 限 公 司	トラフ代	93000	93000/100		93000		93000/100				
17	人 交 商 事 株 式 有 限 公 司	資材代	143232	143232/100		143232		143232/100				
18	三 菱 銀 行 株 式 有 限 公 司	運賃資金	20000000	20000000/100		11611401	11611401	38 94	8388399			
計			34378087	34378087/100	3145740	23043748	26149488	76 99	8388399			

〔記載注意〕 ① 発行金以外の科目に対する償還金は本表に記載すること。
 ② 支払金の総額とその償還額を算出する際、償還額に調整すること。
 ③ 償還額は、表の左側に2と償還額を算出する際、償還額に2を乗算すること。
 ④ 中減金の100%未満の場合、100%を算出する。 ⑤ 償還金の代金の20%以内。 ⑥ 電力料金 (電)
 ⑦ 石炭の運賃および賃料 (炭) ⑧ 運賃資金としての借入金 (運) ⑨ その他の償還による償還に5%以内、その償還額を算出すること。



(寫)

優先弁済債務以外の債務の処理計画書

(官製事業の債権者保護法(債権者保護法)によるもの)

昭和42年1月 日

代表者氏名 島 屋 良 敏
安同石炭産業株式会社
事務人 代表取締役 入交 太 兵 衛 様

第1表 繰上表

債 務 区 分	債 務 額 昭和41年 月 日現在 (A)	弁 済 額 (B)	弁 済 率 (%) B/A	弁 済 計 画 内 容				備 考	
				支 社 会 (C) から 弁 済 (D)		D C	D A		
				支社からの弁済	その他の弁済			計	
交付対象物件に付した保証金 または担保権のある債権									
未 払 公 債 弁 済	2795/2	2795/2	100	2795/2		2795/2	100	/	
そ の 他 の 一 般 債	34575087	34575087	100	3145740	23042748	26187488	76	99	8388399
合 計	34854608	34854608	100	3425290	23042748	26468000	76	100	8388399

(記載事項) 交付金(C)は、交付金額から優先弁済債務を控除した残額とする。 交付金額) 105876000円 - 79407000円 = 26469000円



第3表 米俵及相公課

年	費種別	目 類	額 (A)		率 (%)	額 (B)	率 (C) から (D)			D A	D B	率 (%)
			元 金	延 滞 金			元 金	延 滞 金	元 金			
1	地方社会保 険事務所	健康保険 厚生年金	279.5/2	279.5/2	100	279.5/2	279.5/2	100	1			
合 計			279.5/2	279.5/2	100	279.5/2	279.5/2	100	1			

【説明書】 1) 本表は任意であった交付業務終了し、現行その外の処分を同様の課税に、第2頁に記載すること。
 2) 交付業務終了後の現行に及ぶ課税地位の現行その他の課税地位を同様の課税に記載すること。
 3) 任意の課税地位に及ぶ課税地位の現行その他の課税地位を同様の課税に記載すること。



第4表 その他の積算

号	業種名	業種	従前額 (A)	増減額 (B)	積算額 (C)	業 種 別 内 訳				計 D C			
						交付金(C)から増減 及び繰り越し	その他積算	増	減				
1	門 鉄 管 理 局	運賃延納	3145740	3145740	3145740					3145740	100	12	
2	火 和 林 産 興	坑木代	3896317	3896317		3896317				3896317	100	15	
3	丸 六 商 事 興	*	4161487	4161487		4161487				4161487	100	16	
4	東洋さく岩機業先組	さく岩機	215130	215130		215130				215130	100	1	
5	高 雄 興 材 興	木材代	340248	340248		340248				340248	100	2	
6	鐘 業 西 店	資材代	247217	247217		247217				247217	100	1	
7	大 岡 鉄 工 所	金属代	210660	210660		210660				210660	100	1	
8	富士商会	*	144940	144940		144940				144940	100	1	
9	水 下 商 会	*	479746	479746		479746				479746	100	2	
10	共和自動車興	自動車 部品代	102470	102470		102470				102470	100		
11	會 華 火 機 店	火薬代	960168	960168		960168				960168	100	4	
12	古 川 隆 店	金属代	42742	42742		42742				42742	100		
13	西 商 事 興	工具代	49300	49300		49300				49300	100		
14	九州機械工業興	資材代	62300	62300		62300				62300	100		
15	關 三 販 製 作 所	ベルト代	76930	76930		76930				76930	100		
16	日本販商興	トラフ代	93000	93000		93000				93000	100		
17	日 交 商 事 興	資材代	143252	143252		143252				143252	100		
18	三 菱 銀 行	運転資金	2000000	2000000						1161140	1161140	38	44
合 計			3457049	3457049	3145740	2304374	2612442	76	99	8386599			

〔記載注意〕

- 1) 各社所有物件以外の物件に対する返戻金は本簿に記載すること。
- 2) 上記積算簿の増減をその必要の事項を振次簿に記載すること。
- 3) 増減額は、その内容により其の増減の理由を、その増減により記載すること。
- 4) 不明な内訳必要品の代金(増)。 5) 資材代(減)。 6) 運転資金の代金(増)及び積算(増)。 7) 地方債金(増)。
- 8) 以上の積算科目は必ず積算科目(増)。 9) 運転資金としての増減(簿)。 10) その他の積算による積算については、その要否を記載すること。

昭和41年10月31日現在決算書

大同石炭産業株式会社



内 高	科 目	内 高
	(負債之部)	
33,558,033	当 座	
1,257,773	預 金	
1,200,000	短期借入金	
7,572,621	受 取 手 形	
2,973,881	売 掛 金	
22,122,066	未 収 入 金	
19,650,897	有 価 証 券	
2,525,362	引 当 金	
2,958,308	向 外 債	
6,157,333	應 払 金	
8,102,833	租 借 金	
12,108,508	借 入 保 証 金	
198,000	貸 付 金	
43,178,115	貸 付 金	
200,052,723	加 算 貸 付 金	
10,752,284	配 当 金 積 立	
13,283,383	一 般 用 金	
3,266,977	家 族 用 金	
23,406,701	預 金	
10,528,771	定 額 貯 蓄 金	
9,689,330	特 種 貯 蓄 金	
12,302,938	特 種 貯 蓄 金	
6,052,102	工 業 貯 蓄 金	
6,052,102	工 業 貯 蓄 金	
2,830,523	積 立 金	
16,353,232	積 立 金	
3,877,277	出 資 金	
1,098,723	親 戚 借 入 金	
1,886,218	明 認 借 入 金	
21,650,771	買 取 金	
	(負債之部)	
	商 用 借 入 金	426,700,000
	支 払 手 形	70,658,740
	引 当 金	56,260,516
	預 金	9,687,402
	積 立 金	1,300,000,000
	未 収 金	22,222,673
	買 取 金	32,874,778
	貸 付 金	1,210,657,723
	貸 付 金	176,000,000
	長期借入金	228,193,723
	短期借入金	162,236,223
	短期借入金	2,974,726
	引 当 金	27,681,616
	積 立 金	30,000,000
	有 価 証 券	167,000,000
	積 立 金	273,000,000
172,608,803	特 種 貯 蓄 金	7,777,886
	(資本部)	
	資 本	6,122,837
862,627,671	資 本	3,946,623
597,617	資 本	
11,837,982	資 本	
278,618,3	資 本	
50,208,101	資 本	
67,237,2	資 本	67,237,2
14,633,378	資 本	14,633,378

貸金債務状況書

(債務方法普通第39条第4項第2号により作成)

(昭和41年11月30日)

昭和41年12月27日

石原船山名 島田 規 弘
 共同石原社業株式会社
 申請人氏名 代表取締役 人 交 友 英 樹

区 分 人 員	未払貸金の存する業 種	未払貸金の 額	左の貸金等につき負担すべき租税保険料等であつて仕分により控除されるもの					金 引 額	合 計 額
			所得税	消費税・市町村税	米 酒 類 雑 貨 料	非 課 税 年 金 保 険 料	課 税 年 金 保 険 料		
債 権	貸 金								
	返 還 金								
	貸 与								
	預 貯 金	8	1,622,150						1,622,150
	債 権 計		1,622,150						1,622,150
債 権	貸 金								
	返 還 金								
	貸 与								
	債 権 計		1,622,150						1,622,150
合 計			1,622,150						1,622,150

備 考:

【記載注意】

申請手続完了まで区分貸金の40%は引当、後の記載すること。





申請地区債権財団分離手続完了届

昭和42年11月17日

石炭鉱業合理化事業団
理事長 工藤 昭四郎 殿

北九州市道徳区本町2丁目206番地
大同石炭鉱業株式会社
代表取締役 人又太兵衛

昭和41年7月15日付付交付金の交付申請をいたしました債権
権別簿第2562号地区以外社所有権別簿第1278号地区と同一
日附にて債権財団に異していましたが、今回の申請について債権財
団等の同意上、該当権者の同意を得申請地区を債権財団より分離い
たしましたので債権原簿を添えて、お届けいたします。

なお、債権原簿の交付期日が昭和41年12月23日付であります
が、分離期日は昭和41年11月18日付でありますので申し添
えます。

以上

当債権財団代表
(印) 藤田 正二 様



○ 与、与进位与成用 始名の 中々公序に 与訂:

信信

① 成用公信信に 控了了れは 記載の要了し

控了れ 成了証明 (標式A) 必要

② 成用公信信に 控了了れは 記載の要了し

控了れ 成了証明 (標式A) 必要

成了証明は ① の成用公信信
標式公信信 成用公信信 必要

② の成用公信信

中々公序に 標式公信信 必要

必要



貸金債務状況書

(貸付方法第39条第4項第十号によるもの)

昭和41年12月 日

石炭鉱山名 島 組 炭 鉱
申請人氏名 廣西石炭工業株式会社
代表取締役 大友英夫 印

(昭和41年11月末)

区 分 人 員	未払貸金の存する期間	未払貸金の額	左の貸金等につき負担すべき租税諸料等であつて法令により控除されるもの						差 引 計	備 考
			所得税	道府県・市町村民税	火 災 保 険 料	加 保 料	厚生年金保険料	厚生年金保険料		
取 扱 員	貸 金									
	退職金									
	賞 与									
	預 貯 金	1,622,139						1,622,139		
	計	1,622,139						1,622,139		
監 査 員	貸 金									
	退職金									
	賞 与									
	計									
合 計		1,622,139						1,622,139		

備 考:

(印 記 事 項)

貸付手帳等とは区分別のものでなく、全内に記載すること。



41.12.27

優先弁済債務以外の債務の状況書

(業種方法規則第41条第12号によるもの)

昭和 41 年 12 月 27 日

石炭鉱山名 鳥起 炭 鉱
実 業 者 実 業 者 実 業 者 実 業 者
代 表 理 事 佐 入 交 太 兵 衛 印

第1表 債務表

債 務 区 分	債 務 額	備 考
	昭和 41 年 11 月 末	
交付済船舶等に対し提供 された担保のある債 務	/	/
未 払 公 租 公 課	1,231,660	
そ の 他 の 債 務	3,707,474	
合 計	3,830,634	



第3表 未払公程公課

番 号	債権者氏名	種別	債務額			摘要
			元	金	合計	
1	川崎町	山形 国庫債庫	49,300		49,300	
		41年 国債買入	19,580		19,580	
2	阪方社強国誠 事務所	無償貸付	50,030	4,600	50,630	元金41年10月 国庫債1,000円計
		厚待貸付	47,260	4,300	47,960	同上
合 計			1,222,740	1,900	1,224,640	

(記 載 注 意)

- 1) 公庫公債であつて交付対象物件に対し差押えその他の処分をしていないものは、表2表に記載すること。
- 2) 交付対象物件に対し差押えその他の処分をしていないもの(交付対象物件以外の物件に対し処分をしていないものを)は表外に記載し、簿外組合の積戻その他必要な事項を簿外欄に記載すること。
- 3) 処分額を返す期日を必ず記載すること。

第4表 その他の債務

品 号	債権者氏名	債権	債務額	償 還
1	門鉄管理局	酒税返納	3,207.80	元金30 現在
2	大和 林産園	坑木代	4,673.63	
3	丸六園事務所	・	4,872.59	
4	東洋さくばり 炭売場	さくばり機	2,824.50	
5	山原製材所	木材代	70,954.6	
6	藤葉商店	資材代	30,837	
7	大崎鐵工所	金具代	3,493.50	
8	富士商会	・	17,672.0	
9	木下商会	・	5,753.50	
10	実相自動車	自動車 部品代	102,670	
11	春春火薬店	火薬代	1,471.00	
12	石川商店	金具代	6,474.2	
13	西義事務所	工具代	4,850.0	
14	九州機械工業	資材代	6,250.0	
15	柳三郎製作所	ペナ代	7,693.50	
16	日本産油社	トワ代	930.00	
17	入交商事	資材代	1,432.52	
18	三菱銀行	運転資金	2,000,000.00	
合	計		3,207,627*	

記帳注意

- 1) 貸方簿および貸方帳に記帳する金額は、その日付の借方帳の借方に併し額を決定して、その中を合わ、その中を記帳し、その借方帳の借方に併し額を決定すること。
 - 2) 凡そ記帳は、必ず記帳した日付の借方帳の借方に併し額を決定すること。
- ※記帳簿の記帳は、必ず記帳した日付の借方帳の借方に併し額を決定すること。
- (注) 上記の金額は、上記の金額に、凡そ記帳した日付の借方帳の借方に併し額を決定すること。





新 - 6	(権)
様式 25	



申請の(採掘権)に係る(掘削権)に関する調査表

支那	受付番号
----	------

昭和 41 年 11 月 30 日現在

石炭鉱山 局 副 長 紙



申請物件整理番号		
採掘権に係る採掘権の登録番号	掘採登第 757 号	
採掘権の登録番号および掘削区画	掘採登第 2226 号 127047-ル	
掘削対象区画名	竹谷下三尺層(高懸呼称 竹谷尺層層)	
採掘権者(住所)氏名(または会社名(代表者))	福岡市大倉 2 丁目 11 の 19 非富鉱業株式会社 代表取締役 坂 井 礼	
掘削開始日(年)月日	昭和 40 年 10 月 14 日 (2 次年) 昭和 42 年 9 月 30 日	
掘削料およびその支払方法	無 償	
掘削区画の移行 その他の状況	昭和 38 年 11 月より竹谷下三尺層(高懸呼称竹谷尺層層)を長機式コッペ採掘にて昭和 40 年 5 月迄採掘を行い、別区画に同業中の本層群(田川尺層尺民)の引削準備が完成したので移行のため当該区画の採掘を中止した。	
その他の事項		



年	月	日	年	月	日
第	頁	第	頁	第	頁

収入印紙
貼らない
こと

(未納形跡のないこと印)

納 税 証 明 書

昭和 42 年 1 月 6 日

田川 税務署長

住所 前川郡川崎町

福元 清 殿

氏名 前川郡川崎町 福元 清 氏

職業 前川郡川崎町 福元 清 氏

証明書の 使用目的	前川郡川崎町 福元 清 氏 前川郡川崎町 福元 清 氏 前川郡川崎町 福元 清 氏	証明書の 請求枚数	5 枚
--------------	---	--------------	-----

上記の目的に使用するため、下記の証明を請求します。

記
課税所得について未納の税額はありませぬ。
以下余白

第 24 / 号

上記のとおり、相違ないことを証明します。

昭和 42 年 1 月 6 日

田川 税務署長

大蔵事務官 福元 清



納税証明書請求に当たりの留意

次の各事項について、御了承のうえ請求して下さい。

- (1) この請求書は「証明書」を一通希留される方は二枚、二通以上希留される方は、その数に一枚加えた枚数だけ全簿記載して提出して下さい。
- (2) 手数料としてこの請求書一通の右上の余白に「証明書」一通ごとに20円の割合による収入印紙をはって下さい。尤も証明を受けようとする期間が2年以上にまたがるときは、年度の数に20円を乗じた金額になる等例外もありません。
- (3) この請求書にはった収入印紙は消回しないで下さい。消印したものは無効となります。
- (4) 証明書は当日その請求が多量であったり、調査に相当の時間を要する等特別の理由がある場合には、当日発行ができませんことがあります。
- (5) この証明書に記載される事項は、この証明書の内容調査時における税務署の徴収簿等の台帳に記載されたものでありますから、この証明書発行後において、当日新たな訂正又は申告等によつて納付額等が止じ、または、法定納付額等の変更等がされることがありますし、その後加算罰額が課されることがあります。
- (6) 以上のほか、不明のことがありましたら、係員にお尋ね下さい。



納 税 証 明 書

昭和47年12月2日

納 税 者 氏 名

札幌市東区南一条二丁目

札幌市東区南一条二丁目

札幌市東区南一条二丁目

札幌市東区南一条二丁目

札幌市東区南一条二丁目

課税品名	数量	単価	金額
酒類	1	1000	1000
...

上記の目的に使用するため 法人税について、手記事項の
証明を請求します。 (昭和47年12月2日届出)

品名	数量	単価	金額
酒類	1	1000	1000
...
以下 略			

昭和47年12月2日
上記のとおり、相違ないことを証明します。

昭和47年12月2日

納税者氏名 札幌市東区



公租公課現在額証明書

(昭和41年11月30日現在)

種 類	年 度	期	本 税 額	延滞利息額	延滞加算金	手 数 料	合 計
石炭鉱業合理化事業国納付金完納	40	1	完納				完納

兼押え、繰上納付の有無(有、無のいずれかを○で囲んで下さい。)

以上のとおり相違ないことを証明願います。

昭和41年12月14日

九州労働組合連合会九州本部
共同石炭鉱業株式会社
取締役社長 入交太兵衛



以上のとおり相違ないことを証明いたします。

昭和41年12月5日

福岡市中央区天神
石炭鉱業合理化事業九州支
支局長 百 益 芳



公 庫 公 債 現 在 証 明 書

(昭和41年12月20日現在)

品 名	数量	単 位	額 面	取得年月日	取得場所	手 数 料	備 考
証券税 (売却)	4/1						
郵便貯蓄 (売却)	4/1						
国債有価証券	4/1		1,76,800			20	1,76,800
)	4/1		4,900,77,100			20	4,900,77,100
以下余白							

昭和41年12月20日現在
現在証券
現在証券

売却元、売却明細の旨(旨、額)のいずれかを○で認んで下さい。
以上のとおり相違ないことを証明いたします。

- (注) 1. 売却の場合は、証券を記入し売却(または新付券)と記入すること。
2. 売却元または証券明細のあるときは、売却額または売却額との差額を併記すること。

昭和 41 年 12 月 20 日
福岡県田川郡川崎町
福岡証券取引所
東郷支店 吉川 英明

以上のとおり相違ないことを証明いたします。

昭和41年12月20日
東郷支店 吉川 英明



